

衆議院 文部省教育委員会 議 録 第一号

平成六年十月二十五日(火曜日)

午後十時三十一分開議

出席委員

委員長 伊吹 文明君

理事 小川 元君

理事 河村 建夫君

理事 倉田 榮喜君

理事 興石 東君

理事 稲葉 大和君

理事 岸田 文雄君

理事 田野瀬良太郎君

理事 石田 勝之君

理事 江崎 鐵磨君

理事 西 博義君

理事 松沢 成文君

理事 嶋崎 讓君

理事 横光 克彦君

理事 山原健二郎君

理事 片岡 武司君

理事 穂積 良行君

理事 藤村 修君

理事 小野 晋也君

理事 齊藤斗志二君

理事 連実 進君

理事 石田 美栄君

理事 栗本慎一郎君

理事 福留 泰蔵君

理事 沢藤礼次郎君

理事 濱田 健一君

理事 中島 章夫君

理事 大谷 忠雄君

出席政府委員

文部大臣 与謝野 馨君

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

文部大臣官房総務審議官 雨宮 忠君

文部省生涯学習局長 泊 龍雄君

文部省初等中等教育局長 野崎 弘君

文部省教育助成局長 井上 孝美君

文部省高等教育局長 吉田 茂君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 長谷川善一君

委員の異動

第一類第六号

文教委員会議録第二号

平成六年十月二十五日

十月二十五日

辞任

栗原 博久君

井上 喜一君

松田 岩夫君

同日

辞任

連実 進君

江崎 鐵磨君

栗本慎一郎君

補欠選任

連実 進君

栗本慎一郎君

江崎 鐵磨君

同日

補欠選任

栗原 博久君

松田 岩夫君

井上 喜一君

本日の会議に付した案件

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百二十九回国会開法第四八号)

伊吹委員長 これより会議を開きます。

第二百二十九回国会、内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。濱田健一君。

濱田(健)委員 厚生年金の支給開始年齢を現在の六十歳から六十五歳に引き上げるといふような部分を中心とした厚生年金の法案の改正に付随した、今回取り上げております私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、私は、与党の立場で基本的にこれを支持するという状況の中で、やはり幾つかの疑問点や、年金全体に対する問題点等も私の頭の中にございますので、それを中心として質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、私学共済の部分を中心にしてなんです

が、一点目ですけれども、今回の改正案の一つに、年金財源としてポーンナスからの特別掛金、厚生年金では一%相当と出ておりますけれども、共済年金については定款で決めるということでございますのでこれからだろうと思っておりますが、徴収の規定の新設がございます。その算定基礎となるポーンナスですけれども、公務員と違って私学の職員の場合には、そのポーンナスというものの実体が定かでない、何がポーンナスに当たるのかという問題があると思っております。それで、立入検査権のない私学共済としては、学校からの報告がすべて正しいことを前提として処理せざるを得ないというふうな思いわけですが、当事者の職員の皆さん方の不利益がこれによって生じないかどうか、この辺のようなお考えがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○兩宮政府委員 先生御指摘のとおり、今回の改正案におきましては、従前は月々の給与から掛金を取るということに加えて、新たに賞与等から掛金を取るという仕組みに変えてございます。これにつきまして、賞与等と言われているものの定義でございますけれども、給与の範囲に含まれないとされたものの中で三月を超える期間ごとを受けるものをいうことになっております。ただ、先生御指摘のように、学校法人によりましてはいろいろな形の給与というのがあろうかと思っております。基本的には、これまで私学共済組合としましては、学校法人からの給与の実績の報告に基づいて業務を行ってきているわけでございます。それに關しましてこれまで何らの支障もなく行われてきたわけでございます。したがって、今回も基本的にポーンナスのことにつきまして同じような仕掛けを踏襲するということですが、今先生御指摘のような、いろいろな形の給与

等が支給されているのではないかとということに關しましては、できるだけ統一的な処理というのがもちろん好ましいわけございまして、それらにつきまして、関係団体にもいろいろこれまで説明もしてきたところでございまして、私どももいたしたところで、学校法人等からの問い合わせがございましたら十分対応して、適切に対処していきたい、かように考えておるところでございます。

○濱田(健)委員 御努力をお願いしたいと思います。

二点目ですけれども、雇用保険の給付と退職共済年金の調整規定が導入されるということになります。私学の職員の皆さん、教員の皆さん方の雇用保険の加入率というのが非常に低い。幼稚園は割と高いのですが、小学校以上が低い。雇用保険との給付調整という新たな問題が出ていますから、これを進んでやれということがどうなのかという疑問点も少しあるのですけれども、今までの国会での労働委員会等の質問に対しては、衆参とも、やはり積極的に雇用保険等を適用できるように進めていくべきだといふ答弁等がなされているわけですね。育児休業給付等新設される中で、改善される点が出てくるという部分がございますので、文部省としては、この雇用保険の適用についての姿勢、アドバイスといえますか、そういう部分がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○兩宮政府委員 先生御指摘のように、私学教員につきましても、雇用の適用状況ということも考えましたときに、全体的には学校ベースで約七割、それから教員ベースで約三割五分程度が雇用保険に加入しているというものが、労働省の調査結果で出ておるわけでございます。学校種別には、幼稚園は九割あるいは八割ということでございますけれども、高等教育機関におきましてはかなり

加入率が低いというのは御指摘のとおりでございます。

この問題につきましては、直接的には雇用保険を所管しております労働省の問題でもあろうかとは思いますが、ただし、先生御指摘のように、今回の雇用保険法の改正等によりまして、育児休業給付の問題あるいは雇用継続の給付の問題という新たな問題も生じておられるわけでございます。私立学校関係者にも、雇用関係法の趣旨、仕組み等につきまして、文部省といたしましてもできるだけの理解を求めよう努力をいたしてまいりたい、かように思っております。

○濱田(健)委員 その辺も、先ほど申し上げましたように、雇用保険と退職共済年金の調整規定等が入る中で、私もどっちがどうというふうにはなかなか言えないのですが、その辺の教宣はよろしくお願いをしたいというふうに思います。

三点目ですが、国家公務員、地方公務員の共済制度の場合には、長期給付の掛金率は、その所要財源率に一定の修正率、これは八割となっておりますが、それを掛けて決めておられます。私学共済の場合はすべて一〇%という形になっておりますが、このような制度間で対応が異なっている。国家公務員、地方公務員の共済は、歴史的に長い、成熟した共済であるということが言えると思えます。私学の場合、まだ昭和二十九年からという形で、若いという状況等もあるのですが、この辺の対応について、今後どのようにしていかれるのか、御見解をお願いいたします。

○両宮政府委員 掛金率をどう算定するかというのは、なかなか専門技術的な問題が含まれておられるわけでございます。国共済の場合には、既に今回の改正に絡みまして掛金率というのが定められております。一方におきまして、私立学校共済の場合には、来年四月の定款改定ということによりまして掛金率の改定を行う、そういう予定になっておられるわけでございます。

国家公務員共済組合の方につきましては、大蔵

省の通知を受けてまして、それを国家公務員共済組合の方で検討して、それに従って掛金率を定めるという仕掛けを従来からとってきておられるわけでございますが、今回の長期掛金率の改定におきまして、私どもの理解しているところによりまして、二つ選択肢を大蔵省の方が示しておられて、一つは、保険料率を、平準保険料率に八〇%を乗じた率を下回らないという計算の方法をとるか、それとも、やや大ざっぱに申し上げますけれども、現行水準からの引き上げ幅が千分の二十八を下回らない範囲内で保険料率を算定するか、どちらかという選択肢を示したようでございます。結果的には、国家公務員共済組合の方としましては、今言いました二番目の千分の二十八を下回らない範囲内で保険料率を算定するという方式をとっております。

ただ、それに対して、私学共済につきましては、先ほどの第一の選択肢にありました修正率を掛けてということとは従来からやってきました。これは先生御指摘のとおりでございます。この辺は、基本的にはやはり両共済の成熟度の差異というところに発するのではなからうかと思っております。国共済等に対して成熟度の低いと申しますか、まだ若い制度である私学共済制度としては、後の世代の負担を十分考慮して、必ずしも修正率を掛けないままに掛金率を算定するというところによって年金財政の運営を図ってきている、こういうことでございます。

○濱田(健)委員 はい、わかりました。

四点目ですが、公的年金の一元化という大きな命題がございます。そのスケジュールがどうなっているのかということでございます。私学共済の年金財政の健全化努力、そして私学振興に寄与してきた実績は高く評価されるべきだというふうに思います。私は、この一元化に対する私学共済のあり方、方向性、これらの見解といたしまして、文部省がどのように考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思えます。

○両宮政府委員 公的年金制度の一元化の問題につきまして、昭和五十九年の二月の閣議決定におきまして、高齢化社会の到来と社会経済情勢の変化に対応して、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るためという趣旨のもとに、一元化につきまして、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるという内容の閣議決定を行っておられるわけでございます。

これを受けて、これまでに、昭和六十一年度から各制度を横断する形で基礎年金制度の導入を中心とした改革を既に実施しております。また平成元年度には、各制度統一の年金額の改善措置の実施やら、あるいは完全物価スライド制の実施やらということで、給付上の均衡というものを、あるいは調整と申しますか、そういうものを図ってきたわけでございます。

もう一方におきまして、負担の方でございますけれども、財政調整のための特別措置法の制定というところを通じて、平成二年以降、各制度がいわば協力し合ひまして、財政力のきつ、あるいは厳しいところに対する調整措置というのを講じてきているわけでございます。

それで、現在は、ことしの二月に関係者会議のもとに設けられました公的年金制度の一元化に関する懇談会というところにおきましてこの一元化の問題について検討が進められている、そういう段階でございます。まだ結論が出ていないというところではございません。この懇談会は、学識経験者やあるいは各公的年金制度の関係者で構成されておられて、この懇談会におきまして、一元化の最終的な姿というのがどういふものであるべきかということについて関係者の合意形成がなされていくものだ、かように理解しておられるわけでございます。

その際に、先生御指摘のように、それぞれの制度のはぐくんできた歴史と申しますかあるいは経緯と申しますか、当然それらのことは配慮されるべきものというように考えておられるわけでございます。昭和二十九年から非

常に組合員数の少ないところから発しまして現在の四十二万人という規模にまで発展した間には、関係者のいろいろな努力があるわけでございます。それらの経緯も踏まえてそれらの検討がなされるもの、かように考えておられるところでございます。

○濱田(健)委員 今懇談会で鋭意どういふ方向性というものを模索しているというふうにおっしゃいました。最終的には、政治家がどのような形で一元化していくかというのを決めるべき課題だろうというふうには私は思うのでございますが、さまざまな形で議論を深めていく努力というものを今後ともしていただく必要があると思えます。

次に、障害共済年金の給付基準の問題でございます。

公務によらない傷病による障害については、現在、一、二級の障害基礎年金の給付は別として、月額二十四万円以上になると支給停止になるようになっておられるというふうには私は理解しております。そのために障害年金の目的を十分に果たしていないというふうには私は思うのです。これは、いわゆる年金、収入に関係なく全額支給するという厚生年金に比べて、甚だしく劣っているというふうに思えます。

先ほど申し上げました年金の支給開始年齢を初め雇用保険との調整等、厚生年金と一体化していくというのであれば、これらの問題についても同一にするというふうな方向性が多くの方から望まれているという実態を私聞いておられるわけでございますが、この辺について、文部省の見解といたしまして、思いと申しますか、それらをお聞かせ願いたいと思えます。

○両宮政府委員 私学共済の位置づけにも関係するわけでございます。私学共済は、一つには、もともと発足の経緯がそうだったわけでございますけれども、国公立学校教職員の待遇などとの均衡を図るという側面が一つございます。したがって、それらもございまして、私学共済の長期給付関係の規定の多くは、国家公務員共済組合法の

多くを準用しておるといふ格好になっておるわけ
でございます。もう一つは、公的被用者年金制度
全体に共通する仕掛けということで、公的被用者
年金制度のうちの大衆を占める厚生年金保険制
度、これにもまた依拠する、こういう両面を持っ
ておるわけでございます。

先生今御指摘の障害共済年金ということござ
いますけれども、これにつきましては、厚生年金
法の立て方とは別に、むしろ国家公務員共済組
法の系列の立て方と軌を一にしております。すな
わち、基本的には組合員である間は共済年金とい
うのは出さないのであるという思想の上に立つ
て、厚生年金の方が障害厚生年金の受給権者とし
て厚生年金法に書いてあることと異なった立て方
をしておるといふことでございます。

ただ、今回の改正におきましては、先ほど二十
四万というお話がございましたけれども、今回の
改正法案におきましては、これにつきましては三十
四万というように改正をいたしておりまして、い
わば在職中にもらい得る障害基礎年金の要件がそ
の分級やかになつたといふことは言えようかと思
うわけでございます。

○濱田(健)委員 時間がなくなりました。あと二
点準備をしていたんですが、これは私の思いとし
て聞いていただきたいと思ひます。

今、少し審議官が触れられましたが、在職者給
年金の内容についてであります。これは私学共済
だけとは限りません。提案によりまして、月収が
三十六万以上になると年金を支給しないという状
況が生まれてくる、年金がもらえないという状況
が出てきます。

私は、年金の支給年齢を六十歳から六十五歳ま
で引き上げるといふ状況の中で、こういう状況の
中では、この年代の皆さん方の同じ職場で働き続
けるという意欲、これらは減退していきだらうと
いふふうに思ふのです。せめて私の思いとして
は、この枠を四十万から五十万ぐらいの上限に置
くべきではないか、そのような声がたくさんある

ということをお知らせしておきたいと思ひま
す。

国家公務員の皆さん方が、変な言い方ですが、
天下りされて別な場所に行かれる。私の持つてい
る資料で言うと、一千六百五十万以上の年間の給
与をもらいながらやはり一〇%の年金をもらえる
という状況がございまして。三十四万といふこと
ありますとボーナスまで入れて五百万ぐらいにし
かならない、これらの不均衡はこれから先もどう
いふふうか解決していくか、論議をしていかな
くはならないといふふうに思ひます。

それと、雇用保険との併給調整、これらもやっ
ぱり現職の間に労使が一緒になってかけてきたと
いふ自分のお金がもらえないといふ状況になりま
す。やはり一挙にもらえないといふ状況ではなく
て、一年ごとに一〇%ぐらいずつダウンをしてい
く、五年後ぐらいには五〇%ぐらいもらえるとい
うような状況等も、多くの皆さん方の声として欲
しいといふ状況がございまして。

これらが今回の改正について実現できる方向性
といふのは少ないと思ひますが、課題として
はこれからは議論をしていきたいなといふふうに
思ひます。回答は必要ございせんので、私の思
ひとして受け取っていただきたいと思ひます。
時間が来ましたから、終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 濱田健一君の質疑はこれにて終了
いたしました。

次に、西博義君。
○西委員 改革の西博義でございます。改革の皆
さんのお許しを得て、何点かにわたって質問をさ
せていただきたいと存じます。

まず初めに、先ほど濱田委員からも若干質問が
ございましたけれども、この公的年金の一元化に
ついての文部省の見解をお伺いしたいと思ひま
す。

先ほど御説明がございましたように、公的年金
については昭和五十九年の閣議決定で、平成七年
をめどに一元化を完了する、こういうことが言わ

れております。これに向けて、これまで種々の施
策が講じられてきたところでございます。国民共
通のこの基礎年金を導入することや、それから各
制度における共通給付部分についての費用負担の
調整、これを行う被用者年金制度間の調整事業も
既に実施されておるところでございます。

そこで、公的年金のこの一元化、平成七年と言
われておりますが、これに向けて私学共済の立場
で、あつたような課題があるのかといふことを
お伺いをさせていただきますと思ひます。さら
に、年金の一元化についての文部省の考え方及び
今後の取り組みについて一言お伺い申し上げます。

〔委員長退席、小川委員長代理着席〕

○雨宮政府委員 先生御指摘のような経過をたど
りまして、現在公的年金制度の一元化に関する懇
談会におきまして検討が進められておるところで
ございまして、そのメンバーにつきましては、先
ほども申し上げましたとおり、学識経験者それか
ら各制度の代表者から成つておるわけございま
して、この各制度の代表者の中に私学共済の代表
者も当然入つておるわけでございます。ことしの
二月に発足いたしました回数検討を重ねてきてお
るわけでございますが、一元化といふのはこうい
う最終的な形に落ちつくべきだといふ具体的結論
がまだ出ておるわけではございません。まだ検討
中なわけでございます。

したがって、現時点におきまして、その一
元化、将来結論されるべき一元化に向けて、私学
共済はどういふことが言える段階ではない
わけでございますが、ただ、先ほども経緯を申し
ましたように、被用者年金制度全体の給付と負担
という両面から考えてまいりますと、給付という
側面につきましては、基礎年金といふことを中心
にいたしました。またその上に乗せられていく
いわゆる二階部分をできるだけ共通に定めていく
という事柄といふことを通じまして、おおむね平準
化されてきているという認識を私も持つてきて
いる、若干の差異はございますが、おおむね平準

化されてきているといふことがございまして。
また一方で、負担の方につきましては、現在公
的被用者年金制度を構成している制度の中で、例
えばJRでありますとかあるいはJTであります
とか、財政力の厳しいところがあるわけござい
まして、これに対しまして財政調整といふことを
行つておること、これもまた御指摘のとおり
でございます。今後特に財政調整という側面につ
いて一元化といふものを一体どんな姿でまとめ
いくかといふのが、この懇談会の一番の大きな課
題になっておるか、かように思つておるわけ
でございます。

私学共済組合としましては、この懇談会の中で
どう判断していくかといふことでございますが、
いずれにしても、公的被用者年金制度全体の問
題もございまして、その全体の動きともあわせ
て私学共済組合として適切な対応を図っていく、
かようなことにならうかと思つてございま
す。

○西委員 続きまして、私学共済だけの問題では
ないのですが、この年金制度の安定的な運営を確
保するためには、被保険者の的確な把握とそれか
ら保険料の確実な収納の体制がぜひとも必要で
ございます。国民年金は二十歳から加入というこ
とで義務づけをされておりますが、大学生の場合も
これは同様に二十歳以上であれば当然加入しな
ければならないという義務が生じてまいります。も
し事故やけが等で障害者になつた場合には、これ
は被保険者でなければ国民年金の障害年金を受け
ることができない、これは当然のことございま
す。

これに対して、この八月に社会保険庁から、平
成四年度でございますが、公的年金の加入状況調
査が発表をされました。これを私も見せていた
いたのですが、非常に広範な調査で二十二万人ぐ
らいの皆さんに対して調査をされておるようござ
います。その中で、国民年金の第一号被保険
者、これはいわゆる自営業者それから農業者、学
生等でございますが、この中で未加入者が百九十

万人全国でいらつしやるという結果が出ております。その中身を、さらにこの報告によりますと、第一号被保険者の未加入者の中の主な特性として、都市部の若年層に集中をしておる。さらにこの三割は二十歳代の子供であつて、扶養されているといふことですね、子供で、その七割は未就業である、働いていない人である、こういう未就業といふことで、かなり学生が含まれているのではないかと、こういうふうな思われます。

もう一つ特性としては、家計支出は加入者とはとんだ差がない、つまり、支払えないから払っていないのではなくて、知らないのではないかと。制度そのものに積極的に加入する気持ちはないのではないかと、これが言われております。

この調査によりますと、さらに未加入者全体のうち三八％くらいの人は、国民年金に加入しなればならないという義務を知らないという結果が出ております。これまでも国民年金に加入してない人たちに對する対策として、制度の理解を深めるための幾つかの努力がなされていることは存じておりますけれども、さらにこの未加入者の加入に對する促進、これを図るために、例えば大学入学時だとか新学期の登録時とか、そういうときに通知を改めて出して注意を喚起するなど、協力をお願いをできないかといふことでございます。

国民年金は、世代間の扶養が原則でございます。若い人たちが積極的にこの国民年金の意義を理解をして、そして高齢者を支えていくといふ非常に高齢化社会を迎えて大切な問題ではなからうかと思ひます。その点についての御見解をひとつお願いをいたします。

○吉田(茂)政府委員 御指摘のように、国民年金法の一部改正によりまして、平成三年四月一日から二十歳以上の学生は当然加入ということになりました。平成三年の一月に各大学等二十歳以上の学生の国民年金への加入についてということ、周知徹底を図つたわけでございますが、現在、先ほどの調査によりますと、未加入者の四

五％が二十歳代であるといふような状況で、学生の未加入者が多いのではないかと推定がなされるわけでございます。

平成三年に周知、普及を図るための通知を各大学等に行つたわけでございますが、このたび、この社会保険庁の調査の結果を踏まえまして、この十月に入りまして、全国国立大学学生部長協議会等において、加入方の指導を行つたところでございます。さらに、この十月中に全国の厚生補導研究会、これは国公私立大学の厚生補導の担当者を集まりでございますが、十月中に厚生補導研究会を開きまして、国民年金制度の趣旨の周知徹底、普及を指導してまいりたい。その際の一つのやり方として、御指摘がございましたように、入学時におきますオリエンテーションなりあるいはガイダンスなり、そういうところでの周知、普及、そういうことも含めまして、その点努力をしてまいりたい、かように考えております。

○西委員 できれば大臣にも一言お願いできればと思ひます。

○与謝野國務大臣 先生御指摘のように、二十歳になりましたら国民年金に加入しなければならぬ、これは二十歳を過ぎた大学生あるいはその他の学生についても同じことでございます。

私の体験からしますれば、二十歳になります息子のところに区役所から、国民年金に入つて下さい、入る義務がありますという通知が来て初めて家族のみんながそういう義務があるということを知り、義務が存在するということを知るといふのが現在のまだまだ社会の実態ではないかと思ひます。

しかしながら、こういう国民年金の重要性にかんがみまして、文部省も学校現場においてやはりこういう国民年金に加入の義務があるということ、学生の皆様方にお知らせをするということ、大学御当局の、あるいは学校御当局の理解と協力をいただきながら、文部省のさまざまな範囲できちんとやつていく必要がある、そのように考えております。

○西委員 前向きな発言、大変ありがとうございます。以前にも増して御努力をお願い申し上げます。

続きまして、学校週五日制について若干の御質問をさせていただきます。平成四年の九月から第二土曜日休業日とする学校週五日制が実施をされました。二年が経過をいたしました。この週五日制につきましては、ただ月一回休みが多くなるということだけではなく、この機会に学校、家庭、それから地域社会における教育のあり方を見直すと同時に、教育の質の転換を図るといふ大きな命題があつたように考えております。それに向かつて、この三者ともそれぞれの立場で努力をされてきており、月一回の学校週五日制は定着をし、正当におおむね評価をされているように私も考えております。

さらに、この間に文部省は月二回の学校週五日制を目指して調査研究協力校を指定をし、そして、今月集計結果を発表されております。非常に多岐にわたつておりますが、その結果について文部省の見解を一言簡潔にお願いをしたいと思います。

(小川委員長代理退席、委員長着席)

○野崎政府委員 お答え申し上げます。月二回の学校週五日制の研究につきましては、平成四年の五月に幼稚園から高等学校、特殊教育諸学校を含めまして六百四十二校を指定したわけでございます。その中で、授業時数の運用の工夫改善、それから指導内容及び指導方法の工夫改善、学校運営上の工夫といふような点につきまして研究をしていただいたわけでございます。お

おむね各学校ではいろいろ授業時数の持ち方等について工夫もしていただいたわけでございます。これは一律にどうすれば一番いいということではございませんで、それぞれ各学校の実情があるわけでございますので、休みとなる土曜日の分をどのような形で調整するか、例えば二週サイクルで調整をすとか年間を通じて調整をする、あるいは学校行事とか、そういうものも全体を見渡

して授業時数の配当の工夫をするとか、いろいろなことがあるわけでございます。

一番懸念される点は、土曜日が休みになるものがございますから、その分をどこかに上乗せをするといふようなことが問題としてあるわけでございますけれども、その点につきましては、週のうち休業日となる土曜日以外の曜日の授業時数を従来よりふやすうということについては、中学校では五割、それから小学校では四割、高等学校では三割を超える協力校、それから特殊教育諸学校では二割を超える協力校を取り組みを行つたわけでございます。それらの学校では、年間を通じて授業時数がふえるということが、高等学校では三割、中学校では四割強、小学校で四割近く、特殊教育諸学校で二割近くといふような実情がございましたが、いずれも、週当たりの増加授業時間数で見ますと一単位時間未満あるいは一単位時間というようところが多い、こういうような状況でございます。

そして、それに伴います、一カ月を見通した児童生徒の学習負担がどうかという点につきましても調べたわけでございますが、増加したとは思わないといふのが高等学校で八割を超えています。それから中学校、小学校でも五割を超えております。特殊教育諸学校では七割を超えている、こういうようなことで、月二回の実施状況ではそれぞれ各学校いろいろ工夫をしていただいたのではないかと、それを今お話ございました協働者会議の中でも十分分析、検討していただいている、こういう状況でございます。

○西委員 ただいま種々御説明をいただきました。私もこの協力校の取り組みを見せていただいて、さすが指定をされたところだけあって、本当に意欲的に取り組んでおられるなというふうな感じでございます。

ただ、今御指摘のありましたように、やはり授業時間数を上乗せをして時間数の確保に大変な努力を払つていふことが印象として残つております。それで、小学校で約四〇％、中学校に

ように思っております。

○西委員 話は変わりますが、先日、この一冊の本を購入して読みました。ある会社が課長職六年目の社員を対象に最長三カ月の長期休暇を実施をしておられるわけですが、その一人一人の行動について、ずっと細かく追跡をして書いた本の内容でございます。ずっと現職の課長として多忙な毎日を送っている人が、社長から、この「綿の休日」というのは、にじきの御旗と申しますように、社長からのお墨つきで休日をとる、自由にしない、リフレッシュをしない、こういうことを言われた人たちが、どう今までの働きバチの自分を見直して三カ月を過ごすかという本でございます。

私は、二十年間教職におりまして、本当に一つの生徒、学生との生活がずっと続いていることに對して、やはり外の社会もできれば経験したいな、特に小中学校の低学年におきましては、先生の人格、先生の考え方、行動、その一つ一つが生徒の人格形成に大変大きな影響を及ぼすというのは私自身の実感でもありますし、先生自身がやはりもっともっといろいろな経験をされる機会をつくっていただけたらというのが長年の希望でもございました。

たまたまある雑誌を見ておりました、三重県の教育委員会が教員の特別長期研修という制度を設けて、現職の高中小の先生の代表に異業種の職場に研修に行っていたら、数は本当に少ないのですけれども、そういう制度が発足したというのを目にいたしました。例えばこの場合は、中学校の美術の先生が土木会社に一年間勤務をした。その先生は、こういうふうにおっしゃっております。「教師は視野が狭いと言われるが、確かにその通りと感ずることがある。こういう機会を与えられてよかった。ここで見て、聞いて、感じたことを子供たちに話したい」こういうふうな感想を述べたという記事が出ておりました。

もちろん文部省もいろいろな研修を行われておりまして、初任者研修は言及し及ばず、現職の先生方に対する研修も、本当に教育現場の生徒を教

えるという時間以外にも、大変な努力をとって先生方が努力されているというのを十分存じております。私の知り合いにも聞いてみますと、本当にじっくり自分を見詰め直す、そういう機会がぜひ欲しいという御意見もお聞きをいたしました。

そういう意味で、先生方がさらに視野を広げるためにも、期間とか時期とか、まあ夏休みなんかもある有効に利用できるケースがあるのじゃないかと思うのですが、そういうことは別にして、制度としてそういうことを考えていただけたら本当にうれしいな、こういうふうに思いますが、大臣、何か御感想ありますか。

○与謝野国務大臣 先生は三重県の例を引かれましたけれども、そのほか、例えば千葉県では派遣先が建築設備工学研究所、高等技術専門学校、自動車製鋼製造会社、岐阜県ではホテル、デパート、運送会社、車体工場、福岡県では商社、財団法人と、いろいろな業種に教師の方々が行っておられます。

先生御指摘のとおり、やはり教師もまた柔軟な思考方法あるいは豊富な社会体験、あるいは会社その他の組織で物事がどういふふうにか決まるのか、組織とか規程とか、そういうことも体験する必要があります。また、先生先ほど御指摘になったように、教員は生徒に教える立場にござりますから、やはり幅広い視野を持った、あるいは社会性と言ってもいいのですが、幅広い社会性を持つということが大変大事だと私も思っております。

多くの都道府県、指定都市におきましては、初任者研修の一環として短期間の企業研修というごとも実施されておりますし、中堅教員につきましても、あるいは若手教頭等につきましても、民間企業へ現職のまま長期派遣しているという例もござります。文部省としては、各県等の実情に応じて、御指摘のような教員に対する異業種にわたる研修が積極的に実施されるよう、引き続き都道府県教育委員会等を指導してまいりたいと考えております。

○西委員 どうもありがとうございます。もう時間が余りございませんので、最後の御質問を申し上げます。

学校週五日制が発足し、また、さらに行く行く拡大される中で、学校開放という一つの動きが盛んに行われております。これは、社会で子供からお年寄りに至るまで地域のコミュニティに開放しようという大きな流れだというふうな理解をしております。

一方では学校施設が、例えばこれは大きな事件でありましたので皆さんもよく御存じだと思いますが、これは休日ではないのですが、例の京都府の亀岡市における焼却炉で小学生が亡くなったという事故がございました。これを契機にまた学校の施設の問題がクローズアップされてきたわけです。実は、この夏だったと思いますが、私の地元の小学校におきましても、ドアがばたんばたんしますで、それをとめておくために小さなロープで輪っかをつくってドアのノブをひっかけておいた、そのロープに、休業中に兄弟が遊びに来て、そのうちの一人が何かの拍子に首がひっかかってしまった、もう一人の人が慌てておうちに呼びに行ったのですけれども、既に遅くて亡くなられたという不幸な事故がございました。

これから先々、学校の有効利用と同時に、学校の施設の安全性というのが大変大事な要素になってくるのではないかと。開放だけではなくて、そういう面についても十分点検をさせていただきたいという意味において、学校施設の安全総点検をぜひお願いしたい、こういうふうな思いますが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 学校開放というのは相当進んでおります。これは校庭あるいは体育館等々、土曜、日曜にわたって生徒等に開放しております。ただ、そこで問題になりますのは、先生がたまたま御指摘になったように、安全性の面をきちんと考えていかなければならない。これは休日に開放された学校の施設等をどうやって管理していくのかという人の問題、それからたまたま先生が御

指摘になったような施設自体が安全かどうかという問題、そういうものもろもろの問題は学校開放を進めるに当たって、先生が御指摘のように極めて重要な問題でございますから、文部省も今後学校開放をさらに進めていく上で、先生の御意見を体し、そのように思っております。

○西委員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○伊吹委員長 西博義君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、栗本慎一郎君。

○栗本委員 改革の栗本慎一郎でございます。今回、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に関する審議でございますので、前回の委員会でも私立学校、これは理念の問題もお伺いいたしました。あわせて大臣にきょうはじっくり御意見を伺いたい、御所信を伺いたいと思っております。

まず、この私学共済でございますが、結果的に言えは、これは賛成というか、やむを得ない、賛成以外にないかと思いますが、理由は、これが国家公務員共済の準用によるものであって、つまり理念的という、国の方の、国公立の先生がこういうふうになるんだから私学の先生もこれより下になってはいけないじゃないかということが現実に含まれているわけでございます。だから、これはその意味では差がついてはいけないんで、当然、やむを得ない、賛成ですが、消極的賛成に私はなります。

このことについて、これは今後もこういうようなことなのか。すなわち、国公立がこうであるからそれに差がついてはいけないというようなことでは、基本的にその理念として十分ではないか、そういったことについてまず一般的にお伺いしたいと思います。

○雨宮政府委員 私学共済組合ができた当初の思想というのは、やはり教育基本法にありま

の奉仕者であつて、その待遇の改善というのは期せられなければならない、そういう思想に基づいて、やはり私立学校の教職員も公的な教育を担う重要な部分として国公立学校の教職員と同じような形の、均衡をとつた形での共済制度というのがあるべきだ、そういうところから出たわけでございます。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

く、こういうことだと考えております。
○栗本委員 一元化というのがほかのところ、言葉は悪いですが、悪平等で合わせるということではなく、もしもある程度プラスアルファができれば、そこは文部大臣は頑張つていただいて、他のところとプラスの差はいいわけですから、今後ともその辺はお考えいただきたいと御要望いたします。

して東京都の場合は約三十一万円、また幼稚園児について見ますと、全国平均約十万円に對して東京都の場合は約十三万円と、全国的に見ても高い水準にございます。文部省としては、国庫補助金の配分に当たりましては各都道府県の助成水準に應じて配分する仕組みを採用しておりますが、この傾斜配分方式を通じて東京都の私学助成の水準の向上に資しているものと理解をしております。

○栗本委員 一番都合のいい数字をよく御勉強になつたというふうに思いますけれども、とんでもない話でありまして、まず東京に限らず全国の高等学校以下に對するいわゆる私学助成が、昨年度、文部省は正當に要求したんでしようけれども、第一次査定で、予算で、五〇％減になりました。復活いたしました、二五％復活、そうしても二五％残っているわけですから、前年比二五％減で一応決着を見たわけでございます。

ますが、本来なら高校もそうなのですが、高等学校で認可を受けない学校を出ますとその先の人生が制限されることになってしまふ。大学の場合は、某私立大学なんか卒業より中退の方が偉くなるという言われるぐらゐのところでありますから、国会議員にも十分なれますし、いいのですけれども、高校を出ないという先アメリカの大学にも行けないというようなきまざまな制約が出てしまうので、高校の認可はとっておられるわけですね。私は、大学評議を国会議員としてでなくしている場合にはこれを非常に高く評価しているわけですが、現状のところはこれはやむを得ないかな。だけれども、よく考えてみたらおかしいのですよ。

私の「間違ひだらけの大学選び」という本を大目にも差し上げますけれども、中身、理念は申しません。結論だけ申し上げれば、わずか一万人そこそこの卒業生で朝日新聞認定——私は朝日新聞が立派だとは思いませんし、週刊朝日も特にそうだと思ひますが、朝日新聞が、一つの基準でしよう、昭和に一日でも生きた、優秀な、活躍した日本人一万人七百人というのを選んで、現代日本朝日人物事典というものに収録しているわけでございます。朝日新聞の認定ですから、入っていない人も怒っていただいては困りますけれども、一つの基準なのでしようけれども、そこで、すべての大学を含めて、旧帝国大学その他全部含めて、スポーツ選手、芸能人を除きますと、全国で二十位台に入ってくる人材を送り出しているわけです。これはもうデータの極めて有意な個性、特色ある教育をやっているというふうには私は思ひます。与謝野家としてはそちらに行かれたらどうだったかなとは思ひますが、そういうことは現実には、つまずき、個性ある教育と盛んに言ひますけれども、結局、この経常費の場合でも目的がかなりつくし、特に、これは高校以下ですね、大学以上になつたらもうめっちゃくちゃと悪いわけですけれども、特別補助だけが増額要求されているわけですよ。どこが個性のある教育に対してか。もともと

と、皮肉に言えば、文部省が個性のある教育と云つて、これが個性だと認定するものじやないという意見もあるでしょうけれども、ならば、認定できない範囲内である程度自由におやりくださいというふうにしていくべきではないか。ところが、私学の助成は総額としてはカットされるわ、一応ふえていてるところに付しては、大体もうちょっと特別のをやるんだというふうになつてゐる。これはおかしいじやないですか。特に大学の場合なんかそうなんです。私立大学等経常費補助は全部特別補助だけが増額要求の対象になつてゐます。九十二億円の増額要求ですが、その九十二億円全部が特別補助なんです。これが一体、私学あるいは私学を含めて全体の教育の個性化ということになつていくのか。この点に付して、まず私立大学のことは事務局、それから、それを含めて理念はぜひとも大臣からもう一度お答えいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 たいだいま先生が御指摘になりましたのは教育改革推進特別経費というものだと思いますが、この経費も、例えば私学の特性を生かした教育の個性化、多様な教育改革への私学の自主的な取り組みを財政面から積極的に支援するという趣旨のものでございまして、私学の自主性を損なう性格のものではないというふうにごえております。

○栗本委員 私学の自主性を損なわれないかもしれない、百歩譲つて。しかし、個性ある教育を伸長させる、伸ばす、あるいは、官学とは違ふ、公立の学校とは違ふ、ある程度自由な、もちろんベイスは一致するにしても、私学のそうしたものを伸ばしていくということにはならないじやないですか。それについてお答えいただきたい。

○与謝野国務大臣 私学というのはいくともと建学の精神を持っておりまして、それぞれの私学が個性豊かな教育をやっているわけでございます。そういう範囲内ではそれぞれの私学が個性伸長のために努力をしているというのには紛れもない事実であると私は思つております。

○栗本委員 それは、そうおっしゃれば、私学のことは御存じないのじやないかなと思ひながら、そういうことであつてほしいというふうには私も考えますけれども、まずそれを含めて、大学、高校、それ以下を含めて全体の総額が余りにも基本的に少な過ぎる。これは、先ほどのお話であれば、大臣も、これは本当は認められないけれども、五〇％減が前年度あつて、それが結局二五％減になつたらそれをベースにせざるを得ないとおっしゃいました。そういう状況、実情というのは、これは確かに今の国の予算全般を眺めればあるかもしれない。しかし、それならば根本的な何か新しいチャンネル、科目を立ててやっていくとか、プロジェクトを立ててやっていく、日本の教育をどうする、私学はこうで公立はこうだということは一切できないことになつてしまふじやありませんか。

それは去年の、前年度の予算をここを少し変える、たかだかほかのところは三％アップだけれども、こつちは六％アップを要求するとか、そんなことじやなく、ごあいさつというか、前の所信にいただきました、今申し上げている個性ある教育、今までは個性ある教育ならいいのですよ、そういうじやないかと私は思つてゐます。それを二％、三％、たかだか一〇％ふやしていくということじやどうしようもないじやありませんか。それはどういふ方向をお出しになろうとしてゐるのか、ぜひそこをお答えいただきたいのです。去年のものをおとすと、少しこつちは五％多い、こつちは三％多い、だから重点的だなんというところは、言つてもいいくない、そういうことなんです。

○吉田(茂)政府委員 私学助成関係の概算要求全般のお話が出ましたので、私立大学等経常費補助、これは九十二億円増で、三、四％の増を概算要求しております。それから、私立高等学校等につきましては、今議論になっております一、一〇％、七十億円の増ということでございます。現在の概算要求のシステムの中では、これはい

わば先生今御指摘になつたような経常費という分類の中に入るわけでございます。これは非常に厳しいシーリングがかかつておりました、マイナス一〇％というふうな厳しいシーリングの中で最大の努力をした要求ということでございまして、やはりその要求を全般的に努力し、実現していくという中であつて、御指摘がありました個性ある教育、創造性のある人間を育てる教育というものを進めていかなければならないのではないかと云つておられます。

例えば、私立大学の経常費補助につきましては九十二億円増、確かにこれは御指摘のようにすべて特別補助でございますが、これは、私学関係者等により運営審議会、これを私学振興財団の中に設けて、その私学振興財団が、各大学がそれぞれ自主的な自分の責任において出してくるいろいろなプロジェクトなり教育の物の考え方を、そういうものをこの運営審議会が審議をいたしまして、金額に限りがございますので審議するということになつておられるわけでございます。

そもそもやはり基本は、各私立大学の自主的な判断、努力に基づくいろいろなプロジェクトであり、それを審議する私学振興財団の方も、私学関係者等を含めた運営審議会がそれを判断していくというシステムをとつておられるわけでございます。御案内のように、金額が限りがございますので、すべてを認めるというわけにはいかないわけでございますが、御指摘のような点については、そういうシステムなりあるいは運営の努力をいたしておるつもりでございます。

○栗本委員 余り限りがあり過ぎるのだということなんです。これは文部省に御質問申し上げますが、要望もそれだけではないかと思ひますが、要望をしておけば、事務局担当者も、当該、次期大臣も、常に技術的な改善の方向をお考えいただきたいというふうな思ひわけです。それに関連して、これは私立だけじやございませ

せんが、大臣のごあいさつの中に戦後最大とも言われる大学改革が進行中であると思ひ、私、ちょっとさっぱりわからないのですが、どういふのが今戦後最大の大学改革が進行中なのか、ちょっとよくわからせていただきたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 先生は大学で講義をされておられましたので、私もより大学のことはよく御存じだと思ひますが、一つは、やはり大学の入試の改革というの大きな改革の柱であると思ひます。もう一つの改革の柱は、やはり定められた単位を大学四年間で履修していただくということは必要でございますけれども、その履修科目、履修内容については、その単位を、単位数に到達していれば、それぞれの大学において全く自主的にカリキュラムを御編成いただくというのも、一つの大学改革であると思ひます。

それと同時に、大学間の交流というものが既に始まっております、国立大学のケースでいいますと、例えば、一橋大学の生徒が東京工業大学に行つて単位を取つてくる、あるいは東工大の生徒が一橋大学へ行つて単位を取つてくる。この大学は、実は一橋大学は全く法文系の大学でございますし、また東工大は理工系の大学でございますし、全く違う大学間で単位を認め合うというような制度もございまして、もちろんこういう大学間の交流というものが盛んになってまいりました。また、大学院大学の充実等もこれからどんどん図られてまいりますし、そういう意味では、今まで栗本先生あるいは我々が大学に行つておりますころの、教養課程を経て、次に専門課程を履修するというような固的な枠組みでの大学教育というのは、だんだん姿を消すのではないかと私は考へております。

○栗本委員 それなりの改革が現在進行中であるといふことは私も理解しておりますけれども、私学も含めまして戦後最大とおっしゃるには、どういふ理念でどういふ方向に、改革というもののいきさつではなくて、それがさっぱり私にはわから

ないのですね。

例えば、教養課程、これは主として国公立の場合に確固たる制度としてでき上がつていて、私立大学の方は大体縦割りになつていて、というのが現状ですけれども、それでも教養課程と称するのは私立大学にもあります。これを国立大学では教養部とか、大教養部といつていたのですが、これが教養部といふのではちょっと格好悪いかないといふことが本音だろつと私は思ひますが、何とか学部が変わる。このとき、学部の名称がない学部をつくるなよと私は言つてきましたが、しばしばそれができて、そこが実際教養課程を、つまり英語とか自然科学の基礎科目を教養部、それで三、四年の専門課程もやつていふふりをするといふことなですすよ。そういうふうには私は理解していません。だから、おかしなことですけれども、京大でも神戸大学でも教養部の先生はいなくなつてしまつて、みんな何とか学部の教授になつてしまつたけれども、教養課程の部分は残つていて、それらは、もとは教養部だった学部の先生方が行つて教えるといふことに現実になつていて、いやないか。もちろん、それでも変化といへば変化だけれども、一体理念としてどういふ方向に持っていくかとしていふのか。

例えば、アメリカには国立大学といふのはありません、州がありますけれども、ですから、州がステートですから国だといへばこれは国立大学になります、ほとんどの場合第三セクターのようにして運営されている。ミネソタ大学という大学があります。これは州立ですが、ミネソタ州より前に大学があるので、後で州の政府ができてといふことで、当然自立性もありません、一種の広い意味の第三セクターです。私立大学もそうです。シカゴ大学も、実質、シカゴ市も入つていれば、そういう第三セクターだらう。例えば、そういう方向に持っていくかといふことがあるのかどうか。あれば、それは戦後最大でありましょ。それから、今、一橋と東工大の例を出されまし

たけれども、私は自説として、東京の東京大学以外にばらばらの国立大学があり過ぎる。相互の研究、教育にも難点があり過ぎる。それぞれ頑張りてきたけれども、これ以上は伸びない。ならば、これをまとめて一つの総合大学にすれば、東大にもプラスになるだらうし、また日本の大学制度全体にとつても非常にいいし、今が最後だ。今が最後だといふのは、教授のレベルが、いろいろ言われますけれども、理工系のデータをとればまだ高いのです、全世界的に。しかし、年齢が若いとか、低くなつていきました。ならば今が最後だといつていますが、それをやれといふ言ひは、それが、そういう何か理念なり、こういう方向に持っていくんだといふことがあれば、私立大学も含めて、戦後最大と言ふのでしようが、ちょっと余りにも小手先の話に過ぎるのじやないかと思ひます。それを、どういふ理念をお持ちなのか。ないのならないで結構ですが、お答えいただきたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 一言で言へば、それぞれ個性豊かな、自由な教育を行つていただくというのが基本理念でございます。

○栗本委員 まことに個性のないお答えで、もうがっくりするわけですけれども、国立と、公立もありまして、国公立と私立といふ、これが高校以下にもあるけれども、大学にもある。これはやはり私立は補完なんですか。日本の歴史は、やはり私立大学は補完的に私はなつてきたといふふうにおもうのです。

これは明治以降、実は文部省といふのは前は大学でありまして、東大が文部省の役をやつていたことがあつた。あらゆる方針を立てたけれども、その方針がそのまま施行されたことはない。自然にこうなつてきたといふふうには認識してはいます。が、ここまで来て、もう国際的にもどういふふうな教育、研究を合せていくのかといふことであれば、私立と国立の問題は、これは大学において、高校においてもそうですが、今のままでいいのかといふ基本の問題があると思ひます。私

立に行けば授業料は高い。だから、授業料が高くて、国公立が安いからいけないといつてこれを上げるといふ、これもおかしいじやないですか。こういふことも含めて、個性ある教育とは全然私は思へないのですが、理念が一体あるのだから、大学をどうするかといふことについて、ちょっと個性あるお答えをいただきたいと思ひます。

○吉田(改)政府委員 基本理念としては、まさに大臣が申し上げたとおりでございます。そういう理念の中で、具体的には、やはり従来から一番大きな問題になつておりました大学設置基準等で非常に内容が細かく規定されているといふ問題に對しまして、この大学設置基準を簡素化し、それによつてカリキュラム編成の自由化を図らうといふのがまず第一の考え方であります。

さらには、大学院制度の大幅な弾力化といふことで、単に研究者を養成するといふことではなくて、高度専門職業人の養成といふようなことを重視いたしまして、入学資格、履修期間を弾力化するといふようなこと、さらには、社会人が入学しやすいような昼夜開講制、夜間大学院を制度化するといふような生涯学習への対応、こういった幾つかの手法のもとに、大臣が申し上げましたような高等教育の個性化であるとか、あるいは教育、研究の高度化、組織運営の活性化を図るために国公立大学を通じて改革を推進するといふ中で、それぞれの国立大学、公立大学、私立大学がそれぞれの特性を踏まえまして、それぞれ競争的に発展していくといふものを現在の大学改革は目指しているといふことであらうかと存じます。

○栗本委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、とてもそんなふうには考へられない。恐らく大臣も、局長は御存じかもしませんが、アメリカにハーバード大学という大学があります。これは御存じでしょうけれども、そこを卒業して東大の大学院を受ける資格があるのかどうか。これは外国の大学なんだからといふことになつていふのかどうか。その辺にも基本的な大き

な問題があるんですね。ハーバードで取った単位は、日本では認められないわけですから、基本は。

したがって、今局長のおっしゃられたことが事実であれば、言葉の上では事実ですが、中身的に今後ともそうした必要なさまざまな規制を撤廃し、自由な、まさに個性のある大学及び高校以下の教育ができるように特段の御配慮をいただきたい。現状は極めて不十分である。その中で経費、補助の削減等もある。これについて深甚なことだというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 大変有益な御意見、御卓見をいろいろいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、ハーバード大学の大学を卒業しますと日大の大学の大学院はどこでも受けられる、そういうふうになっておりますので、念のため申し上げておきます。

○栗本委員 終わります。

○伊吹委員長 栗本慎一郎君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、山原健二郎君。

○山原委員 今度の年金改定は、まさに抜本的な改定だと思ひます。何しろ五十三歳以下、特に四十四歳以下の方はまともに影響を受けるわけですから、これは本当に短時間で審議すべき内容ではないと思ひます。九年前の改定の際には、たしか十九時間程度の審議が行われておりますが、今度はそういうことになっております。これは大変残念に思っております。

そこでお伺いしたいのですが、今回の年金制度の改定によって、現在働いている現役世代の年金がどのくらいになるかという問題です。今年退職した者、それから現在五十歳の者、それから四十五歳の者が、その制度の完成年度である二〇一三年には一体どのくらいの年金になるのか、これをモデル的に示していただきたい。

もう一つは、完成年度後、現在の四十歳の者、三十歳の者、二十歳の者について、一体年金はどの

くらいになるのか、試算を示していただきたいと思ひます。

○兩宮政府委員 今回の制度改正に関連いたしましての年金の改善内容でございますが、一つは、従来から行っておりまして、過去五年間の賃金上昇に応じて標準給与の再評価等を通じて年金水準を改善するという措置が一つございまして、これは平均いたしますと大体三・四％程度になろうかと思ひます。もう一つは、先生御指摘のように、六十歳代前半期の扱いを変えようという措置が含まれておるわけでございまして。現在お示ししている案におきましては、二〇〇一年、平成十三年からでございますけれども、段階的に報酬比例のみのいわゆる別個の給付に移行させて、平成二十五年、二〇一三年でございますけれども、完成するスケジュールというのを考えておるわけでございまして。

これは若干碎いて申し上げますと、現在の仕組みは、六十五歳以降におきまして退職共済年金、それから老齢基礎年金と出るわけでございまして、しかし六十歳から実質的には同じ程度の年金が出る仕掛けになっておるわけでございまして、これを特別支給の年金というようにしておるわけでございまして。この特別支給の、六十歳代前半期に支給されているこの年金部分につきまして、報酬比例部分と定額部分というのがございまして、非常に大ざっぱに申しますと、約半々というように御理解いただければ結構かと思ひます。ところが、この二つの特別支給の年金のうち定額部分を、最終的な案としては六十歳前半の部分におきましては、期間におきましては、なくしていき、こういう内容のものをございまして。

それで今先生、年齢別の個人々のモデルをというお尋ねでございました。年金の計算につきましては、個々それぞれのキャリアなり、あるいは過去の平均標準給与月額等が異なるものから、にわかには一概に申し上げかねるわけでございまして、けれども、ただし、今申し上げました六十歳代前半のスケジュールということから一般的に申し上げ

げますと、今年六十歳で退職した者については現行どおり六十歳以降の年金が支給されるというところでございまして。また、現在五十二歳から五十一歳の者が六十歳で退職した場合には、六十歳である間、報酬比例のみの別個の給付となりまして、六十一歳以降は現行どおりの満額の年金が支給される、こういうことになりまして。以後、満額年金の支給開始年齢が三年ごと一歳ずつ引き上がってまいりまして、先生先ほど四十五歳、四十歳、三十歳、二十歳ということもおっしゃったかと思ひます。それを含めまして現行の四十四歳以下の者につきまして、六十歳から六十四歳までが別個の給付、六十五歳以降は満額の年金、かような状況になるかということでございます。

○山原委員 少しわかりにくいのですけれども、まあとにかく二十分しか時間がありませんので……

改定によって自分の年金がどれくらいになるかということをお知らせしなければ、これは不安な問題でございまして、わからないままに審議をするということには、本当に受給者にとっても大変なことだと思ひます。

今度の最大の問題点は、今おっしゃったように六十歳を六十五歳におくらしめるわけですが、いわゆる支給額を大幅に切り捨てようとするねらいがあるわけですね。六十五歳まで支給をおくらしめる、その上に年金が幾ら支給されるようになるかということが示されないと、本当に安心してこの法案に対しての態度を決めることはできない。現に、今地方自治体の議会でも随分たくさん反対の意見が出ておることも御承知だと思います。そういう点で、これは明確に指数を示すべきだというふうに思ひますので、その点を強調しておきたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、六十歳から六十五歳までの間の退職共済年金の額は、報酬比例部分のみを支給することになるわけでございまして。そこで伺いますが、今回の改定によって、六十歳か

ら六十五歳までの間の退職共済年金の額は現行と比べてどの程度となるのでしょうか。

○兩宮政府委員 先ほど六十歳代前半の給付内容につきまして、報酬比例部分と定額部分というように分けて申し上げたわけでございまして。報酬比例部分と申しますのは、その名の示すように、当該組合員の過去の報酬状況に従って計算されるという仕掛けになっておる関係上、非常に過去の報酬状況が高い人の場合には報酬比例部分の占める割合がふえるわけでございまして、非常に平均的に、大ざっぱに申し上げますと、全体的に報酬比例部分と定額部分がおおむね半々だということでございますので、最終的な案といたしましては、六十歳代前半の年金の支給ぐあいと申しますのは現行の半分程度になるということでございます。

○山原委員 現在の私学共済の退職年金の平均受給額、もう聞きませんが、昨日伺いましたところ文部省の方でも、平成五年度で一人当たりの平均年金月額が十九万六千円、そういうふうになっております。現行の半分程度ということになりますと、月十万円以下になるわけですね。これでどうやって生活せよというのでしょうか。簡易保険局の調査では、夫婦の老後に最低必要と考える生活費は月二十三万八千円、夫婦の豊かな老後に必要と考えられる生活費は月三十五万七千円となっているわけでございまして。先日公聴会が行われて、女性の場合が出ていたのですが、それを見ますと、男性の場合が半額で九万あるいは十万程度ですけれども、女性の場合は勤務年数その他が影響を及ぼして、恐らく六万円、あるいは勤務年数によって三万円程度になるのではないかと、公述もあつたわけでございまして、これでは生活できないはずもありません。

そうしますと、憲法では第二十五条で、ひとしく国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する。しかも、国がすべての生活面において「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の任務を規定してい

るわけです。

文部大臣に伺いますけれども、こういう低劣な状態に置かれるということを考えますと、これは言うならば、国みずから憲法上の国民の持つ権利を阻害あるいは踏みにじるのではないかとおぼろげですが、これに対する大臣の見解を伺っておきたいのです。

○与謝野国務大臣 先生の御質問は、六十歳代前半の年金が半減することについてどう考えるかという御質問であろうかと思いますが、今回の改正におきましては、高齢化が進み、また少子化が進む中で、年金制度についても、人生八十年時代にあわせて長期に安定した制度として確立することが課題になっているという認識のもとで、雇用と年金の連携を図るといふ考え方に基いて見直しが行われたところであると存じます。

具体的には、六十歳代前半の期間については、雇用の促進を図りつつ賃金と年金を中心として生活を支える期間として、六十五歳以降は年金を中心として生活設計が行える期間と位置づけ、見直しを行ったものでございます。

六十歳代前半の年金が減少することについては、年金財政の長期的安定、給付と負担の均衡という点から見てやむを得ないものと考えております。

○山原委員 日本の場合は六十歳定年制が大勢となっていて、それは御承知のとおりですが、実際には、大企業の大量の人減らしあるいは合理化によりまして、この六十歳定年制すらむしろ形骸化しているのが今の実情であります。

私学の場合の定年制の状況はどうなっていますか。時間の関係でお伺いするのはやめますけれども、文部省の福利課の資料によりますと、定年制を実施している学校数は七三・四％、教職員数で九二％となっております。そのほとんどが六十歳となっていておられます。幼稚園の教員のように、五十六・九歳というところもあるわけでございます。しかも、私学の場合、現在の児童生徒数の急減期を迎えまして、また学校経営の悪化も心配さ

れておりますから、そうしますと、賃金の引き下げあるいは合理化等、教職員は大きな不安に悩んでいるというものが現在の状態ではなからうかと思えます。

年金の支給開始年齢を六十五歳に繰り延べるのは、こうした実態から見ても極めて問題ではないかというふうにお考えですが、大臣として、この状況をやはり問題だというふうにお考えになるのか、そうではないのか、伺っておきたいのです。

○与謝野国務大臣 平成十三年から始まりまして、緩やかに平成二十五年で六十五歳に到達するという、激変を緩和したということもございまして、また、先ほど申し上げましたように、年金というものを長期的に安定していくためには、やはりこういう激変緩和を図りながら長期的な安定を図っていくということが、高齢化社会を迎えた今、日本の社会に求められていることとございまして、そういう状況に対応した今度の法律の改正案であるというふうにお考えしております。

○山原委員 今日の情勢をどう見るとかという点については見解の違いもあると思えます。そういう意味で、文部省として私学関係者の生活権を擁護するという立場から見れば、六十歳定年制を六十五歳まで延ばすべきであるし、さらに再雇用を確保するという仕事が大変なものではないか。雇用の道を開かないで、しかも働きたくても職場の環境が悪くて六十歳まで働けないというのが現状でございますから、やはりこうした点の改善を考えた必要があると思っております。そうしなければ、無責任な形態になるわけでございます。

それからもう一つ伺っておきたいのですが、今回の改正では、年金の五年ごとの改定方式を、現行の名目賃金の上昇率に応じてスライドする方式から、税、社会保険料が引き上げられるたびに年金が削られるという仕組みになっているわけですね。税、社会保険料を差し引いた手取り賃金、可処分所得の伸びに応じてスライドする方式に変え

ようとしております。これによりまして従来の計算方法に比べてどのくらい年金額が引き下げられるのかというところを調べてみますと、これも時間がありませんでこちらで申し上げますと、年金額はこれによりまして一五％切り下げられるという試算もあるわけでございます。そうしますと、可処分所得は保険料、掛金が上がるとに低くなるわけですから、掛金が引き上げられるたびに年金が削られるという仕組みになるわけで、保険料、掛金がふえるたびに年金が減らされるといふ、これは全く矛盾した話だと思えますが、これは本当にひどい話ではないかと思えますが、この点いかがでしょうか。

○雨宮政府委員 委員御指摘のように、現役世代が現在の受給世代の年金を負担しておる、こういう関係に立っておるわけでございますが、その場合に、現役世代の名目的な賃金上昇の状況をそのまま受給世代の年金水準のアップにつなげるのとが、いいのかわかりませんが、いろいろ議論があったわけでございます。現役世代といたしましては、賃金は上昇するけれども、一方において税金とかあるいは社会保険料の負担というのにもかかわり重くなつてきつたわけでございます。この辺も勘案して受給世代の年金水準を考へるべきではないか、こういう議論になってきたわけでございます。

そこで、今委員、従来の方式と今度の改める方式とのぐらゐ違ふかということでございますが、従来方式で行った水準アップでは約一七％のアップというところでございます。これが新しい方式でいきますと約一六％のアップということでございます。その結果、先ほども申し上げましたけれども、物価スライドによる累積のアップ分を差し引きまして約三・四％程度の全体の年金水準の引き上げになるといふことでございますが、従来方式による場合の実質アップ率が四・三％程度であるということから、約一％相当の減少というように私どもは見ておるところでございます。

○山原委員 あと一問だけ、掛金の問題ですけれども、厚生年金の場合、十月から一六・五％引き上げ、最終的には月取の三〇％にもしようという動きがあるわけでございます。その点から考えますと、国家公務員共済の場合が十月から一・四％の掛金の引き上げというふうになっていまして、そうしますと、地方公務員の共済の場合も一・七五％の引き上げが計画されていますが、私学共済も掛金を引き上げる計画があるのではないかとおぼろげですが、この点が第一点。

それからもう一つ、ポーンナスの問題であります。ポーンナスからも掛金を徴収することになりまして、結局掛金の引き上げになるのではないかと。それともポーンナスから徴収する分だけ毎月の掛金は引き下げるといふのか、この点を伺っておきたいのです。

○雨宮政府委員 第一のお尋ねの、私学共済の掛金はどのくらい引き上げることになるのか、こういうお尋ねでございます。

私学共済の掛金率の改定時期は来年の四月、定款による改正ということでございます。現在そのための作業中でございます。今具体的な数字を申し上げるといふ段階にはございませぬ。ただし、御参考までに、前回、平成二年四月のときの掛金率の引き上げ幅は千分の十六といたしまして、それと同じことになるといふのがならないのかはまだ言えないわけでございますが、御参考までの数字でございます。

いずれにしても、今後超高齢化というのは私学共済組合の抱える問題にもなるわけでございます。やはり掛金率の引き上げというのは必ず行われなければならないだろうというふうに考えております。

それからもう一つのお尋ねのポーンナスからの掛金徴収でございます。

ポーンナスからの掛金徴収の一つの効果といたしましては、その掛金自体もそうでございますけれども、ポーンナスからの掛金徴収ということを通じて、月々の掛金徴収の膨らみぐあいを若干抑える

ことができるだろう、こういうことでございまして、ポーナスの掛金の負担をどのぐらいにするかというのは、これはまた政令で定める範囲内で定款で定めるといふことになっておりますけれども、そのような効果を持つものとしてポーナスの掛金徴収を考えているところでございます。

○山原委員 時間が参りましたのでこれでおきますが、やりとりをする時間がありませんけれども、これは国民的な合意もまだ得られていないわけですから、私は、一度撤回してさらに検討すべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○伊吹委員長 山原健二郎君の質疑は以上をもって終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後零時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

第一類第六号

文教委員会議録第二号

平成六年十月二十五日

平成六年十一月四日印刷

平成六年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局